



長野県報

6月22日(月)
令和2年
(2020年)
号外

目次

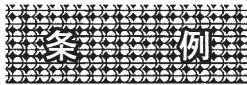
条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇ 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第24号)

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応として、休業要請や不要不急の外出自粛など県民が大きな影響を受けていることから、6月に支給される知事の期末手当を30%、副知事の期末手当を10%、議会の議長の期末手当を20%、副議長の期末手当を15%、議員の期末手当を10%減額するための特例を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



附則
この条例は、公布の日から施行する。

人事課

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布します。

令和2年6月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第24号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)
の一部を次のように改正する。

附則第7項を次のように改める。

(知事及び副知事の期末手当の特例)

- 7 令和2年6月に支給する知事及び副知事の期末手当に関する第4条の2第2項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合及び知事にあつては100分の70、副知事にあつては100分の90」とする。

附則に次の1項を加える。

(議会の議員の期末手当の特例)

- 11 令和2年6月に支給する議会の議員の期末手当に関する第7条第2項において準用する第4条の2第2項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合及び議長にあつては100分の80、副議長にあつては100分の85、議員にあつては100分の90」とする。